

国 土 建 第 9 3 号
平成 23 年 8 月 30 日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う建設業許可等の有効期間の再延長について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）に基づき、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）及び平成23年国土交通省告示第298号により、現在、平成23年8月31日を限度として法第3条第1項及び第3項に基づく有効期間の延長措置が実施されている建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可及び同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間については、同年9月1日以降においても延長措置を特に継続して実施する必要があるため、同年8月30日付けで公布・施行された東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第276号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第868号（以下「告示」という。）により、下記のとおり、法第3条第4項に基づく更なる延長に関する措置（以下「再延長措置」という。）が実施されることとなりました。

再延長措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、許可の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。また、再延長措置の具体的運用を含む東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて、別添のとおり地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

記

1. 許可の有効期間の再延長について

建設業法第3条第1項の許可について、政令により、再延長措置の限度となる期日が平成24年2月29日と定められたことを踏まえ、告示により、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者（許可の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者に限り、平成23年8月31日までに更新を受けた場合を除く。）については、その有効期間の満了日を平成24年2月29日に再延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、法第3条第4項の規定に基づき、同条第3項の

例に準じて行う措置として、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側の被災により、所要の手続きをとれなかつた等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行つたもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、平成24年2月29日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 経営事項審査の有効期間の再延長について

建設業法第27条の23第1項の審査（経営事項審査）について、政令により、再延長措置の限度となる期日が平成24年2月29日と定められたことを踏まえ、告示により、岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者（直近の経営事項審査の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者（直近の経営事項審査の審査基準日が平成21年8月12日から平成22年7月29日までのいずれかの日である者）に限る。）については、その有効期間の満了日を平成24年2月29日に再延長することとした。

なお、上記のほか、審査行政庁は、法第3条第4項の規定に基づき、同条第3項の例に準じて行う措置として、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行つたもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、平成24年2月29日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

3. その他

監理技術者資格者証の有効期間については、再延長措置は実施されないため、留意されたい。

事務連絡
平成23年8月30日

各地方整備局等建設業関係事務担当者殿
(都道府県所管部局長あて参考送付)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく許可及び経営事項審査の有効期間の再延長に関する措置（以下「再延長措置」という。）については、「東日本大震災に伴う建設業法上の特例措置の延長等について」（平成23年8月30付け国土建第93号）により通知したところであるが、被災地域における更新等の現状にかんがみ、再延長措置の具体的な運用及び被災者に係る法の適用に当たっては、同通知及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業関係事務の取扱いについて」（平成23年3月23日付け事務連絡）の内容に加え、下記の点に留意されたく通知する。

貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遗漏なく措置されるようお願いする。

記

1. 許可関係

(1) 有効期間の再延長について

岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）内に主たる営業所を有する建設業者で許可の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者（平成23年8月31日以前に、更新の申請がなされ、かつ、更新の許可通知がなされている場合を除く。）の当該有効期間の満了日は、平成23年国土交通省告示第868号により、平成24年2月29日まで延長された（被災三県内に主たる営業所を有するか否かの判断は、原則として平成23年3月11日時点でのものとする）。ただし、被災により平成23年9月1日以降も未だに更新できない状況にある者を救済するとの再延長の趣旨にかんがみ、可能な限り早期申請を促すこととし、平成24年2月29日までになされた申請に係る更新後の有効期間については次のとおり取り扱うこととする。

- ① 更新の許可処分が平成24年2月29日以前となる場合には、当該処分日から5年間有効とする。
- ② 更新の許可処分が平成24年3月1日以降となる場合には、同年3月1日から5年間有効とする。
- ③ ①及び②にかかわらず、再延長措置が講じられる以前の有効期間（以下「従前の有効期間」という。）内に申請がなされた場合（平成23年8月31日までに申請がなされた場合も含む。）には、更新の許可処分の時期にかかわらず、従前の有効期間の満了日の翌日から5年間有効とする。

なお、上記のほか、許可行政庁は、被災三県内に主たる営業所を有しない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合（有効期間が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に満了する者であり、かつ、申出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。）

について、申出が適當と認められるときは、その満了日を平成24年2月29日までの範囲内で延長することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適當と認めることとする。）。なお、申出に基づき延長を行った場合、申請者の求めに応じ、有効期間が延長されている旨の証明書の発行等を行うものとする。

（2）許可更新時の財産的基礎の審査及び提出書類について

平成23年3月23日付け事務連絡1. (2)・(3)に加え、財産的基礎について次のとおり取り扱うこととする（下表参照）。

- ① 許可の更新申請において財産的基礎に係る基準を満たしているかどうかの判断は、原則として許可の更新申請時の直前の決算期における財務諸表により行うものとされている（建設業許可事務ガイドライン）が、平成25年3月31日までの更新申請については、被災により直前の決算が確定していない場合、別紙1による申出書の提出を求めるにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、確定している最新の決算に係る財務諸表（以下「直近の財務諸表」という。）による審査を認めることとする。
- ② さらに、平成25年3月31日までの更新申請については、直近の財務諸表が財産的基礎に係る基準を満たしていない場合は、直近の財務諸表の一二期前の決算期における財務諸表による審査を認め、当該一期前の財務諸表が同基準を満たしていれば、平成25年3月31日までの決算期における財務諸表（当該財務諸表の提出時期は平成25年4月以降となつても差し支えない。）で更新要件を満たすこと等を条件として、許可の更新をことができるものとする（下表の△部分）。なお、直前の決算が確定している場合においては、別紙2による申出書の提出を求め、被災があったことを確認した上で、上記の取扱いを適用することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適當と認めることとする。）。

	申請時の直前の決算期における財務諸表	その一期前の決算期における財務諸表	その二期前の決算期における財務諸表
被災により直前の決算が確定していない場合	（財務諸表が存在しない）	○（別紙1による申出が必要）	△（別紙1による申出が必要）
直前の決算が確定している場合	○	△（別紙2による申出が必要）	×

網掛け部分：直近の財務諸表 ○：条件なしで更新可能 △：条件付きで更新可能

（3）営業所の取扱いについて

営業所の社屋については、平成23年3月23日付け事務連絡3.により、倒壊等により存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する意思がある場合には、平成23年8月31日までの間は存続しているものとみなすこととしていたところであるが、当該取扱いは同年8月31日までで終了する。したがって、同年9月1日以降は、原則として通常どおり法第11条に基づく営業所の変更届（場合によっては許可換え又は廃業届）の提出が必要となる。

ただし、特例として、震災前に現に設置されていた営業所（以下「元の営業所」という。）が震災により流出等し、営業所の実態がなくなっているが、元の営業所に戻つて営業する意思があり、仮移転により営業を継続しているときは、許可行政庁は、速やかに（概ね9月末までを目処に）、当該建設業者から、別紙3による当該仮移転先の所在

地、電話番号、代表者氏名等の報告を受けるものとし、当該報告がなされた場合には、平成25年3月31日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなすこととする（このため変更等の届出は不要となる。）。

なお、主たる営業所を仮移転した場合は、経営業務の管理責任者及び営業所ごとに置く専任技術者を、従たる営業所を仮移転した場合は、営業所ごとに置く専任技術者を、それぞれ仮移転先に設置することが必要であることに留意すること。

また、仮移転先の報告を行った建設業者が、平成25年3月31日までの間に元の営業所に実態を備えた場合には、別紙4による報告を受けるものとする。平成25年3月31日までに元の営業所に実態を備えられなかつた場合には、仮移転先に正式に移転し営業所を変更すること等が必要となるが、当該変更等については、法に基づく正式な変更届等と併せて、別紙5による報告を受けるものとする。許可行政庁においては、これらを通じて、仮移転先の報告を行った建設業者の状況を適切に把握しつつ、平成25年3月31日までに営業所の再建や移転が進むよう、指導に努めること。

なお、許可行政庁においては、別紙3～5による報告を行った建設業者情報（許可番号、許可年月日、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の名称及び所在地）と併せて、別紙3～5（別紙3については、閲覧に供することにつき、報告の際に建設業者の了解を得たものに限る。）について、閲覧に供することとする。

2. 経営事項審査関係

(1) 有効期間の再延長について

被災三県内に主たる営業所を有する建設業者で直近の経営事項審査の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者（直近の経営事項審査の審査基準日が平成21年8月12日から平成22年7月29日までのいずれかの日である者）の当該有効期間の満了日は、平成23年国土交通省告示第868号により、平成24年2月29日まで延長された（なお、被災三県内に主たる営業所を有するか否かの判断は、原則として平成23年3月11日時点で行うものとする）。ただし、被災により平成23年9月1日以降も未だに経営事項審査を受審できない状況にある者を救済するとの再延長の趣旨にかんがみ、可能な限り早期申請を促すこととする。

なお、上記のほか、審査行政庁は、被災三県内に主たる営業所を有しない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合（有効期間が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に満了する者であり、かつ、申出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。）において、申出が適当と認められるときは、その満了日を平成24年2月29日までの範囲内で延長することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適当と認めることとする。）。なお、申出に基づき延長を行った場合、申請者の求めに応じ、有効期間が延長されている旨の証明書の発行等を行うものとする。

(2) 審査における特例措置について

① 直近事業年度の決算が困難な場合の取扱いについて

経営規模等評価申請の際には、決算関連書類として、建設業法施行規則（以下「規則」という。）別記様式第2号による工事経歴書及び規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（以下「添付書類」という。）並びに工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し、法人税申告書別表（別表16（1）及び（2））の写し並びに規則別記様式第15号及び第16号による貸借対照表及び損益計算書の写し（以下「確認書類」という。）を提出する

ものとしているが、被災により直前の決算が確定しておらず添付書類及び確認書類を提出できない場合には、別紙1の申出書の提出を求めることにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、平成25年3月31日までの日を審査基準日とする経営事項審査の受審に限り、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高、自己資本額、利益額及び元請完成工事高に係るものについては、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた種類別年間平均完成工事高、自己資本額（又は平均自己資本額）、平均利益額及び種類別年間平均元請完成工事高をそのまま用いる。

(イ) 経営状況分析の結果に係る数値については、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた経営状況の評点をそのまま用いる。

(ウ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、(ア)に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

② 直近事業年度以外の事業年度の決算が困難な場合の取扱いについて

①の取扱いにより経営事項審査を受審した建設業者の翌年度以降の経営事項審査の受審については、平成25年3月31日までの日を審査基準日とするものに限り、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高及び元請完成工事高に係るものについて、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前3年の各事業年度のうち直前の事業年度を除いた1以上の事業年度について被災により完成工事高及び元請完成工事高を確認できない場合は、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度のうち完成工事高及び元請完成工事高を確認できる事業年度における数値により種類別年間平均完成工事高及び種類別年間平均元請完成工事高を算出して用いる。

(イ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち利益額に係るものについて、被災により前審査対象年（審査対象年（当期事業年度開始日の直前1年をいう。）の直前1年をいう。）における利払前税引前償却前利益を算出できない場合は、審査対象年の利払前税引前償却前利益のみを算出して用いる。

(ウ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、(ア)及び(イ)に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

(エ) なお、登録経営状況分析機関が実施する経営状況分析についての取扱いは以下のとおりとする。

・総資本売上総利益率について、審査基準日を含む決算期（以下「直近決算期」という。）の1期前の決算期（以下「前決算期」という。）における総資本の数値が被災により確認できない場合は、総資本を2期平均せず、直近決算期の数値を用いて算出する。

・営業キャッシュフローについて、前決算期における財務諸表の数値が被災により確認できない場合は、2期の平均値を用いず、前決算期における財務諸表の数値を0とみなして算出された直近決算期の営業キャッシュフローを用いる。また、前決算期の1期前の決算期（以下「前々決算期」という。）における財務諸表の数値が被災により確認できない場合は、前々決算期における財務諸表の数値を0とみなして算出された前決算期の営業キャッシュフローと直近決算期の営業キャッシュフローの平均値を用いる。

申出書

下記の理由から、申請時の直前の決算期における財務諸表を提出できることを申し出ます。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者

印

建設業者情報報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	
	更新（又は受審）申請時の 直前の決算期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
理由等	上記決算期の財務諸表を 提出できない理由 (被災状況等)	

(※) 被災状況等を確認できる書類等を添付すること

別紙2

申出書

申請時の直前の決算期における財務諸表では財産的基礎を満たしていないため、その一期前の決算期における財務諸表による審査を希望します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者

印

建 設 業 者 情 報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	
	申請時の直前の決算期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
被災状況等	被災状況 (上記決算期の財務諸表 では財産的基礎を満た していないことに係る 震災の影響等について)	

(※) 被災状況等を確認できる書類等を添付すること

仮移転先報告書

下記のとおり、仮移転先の報告をします。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者

印

建設業者情報	許可番号		
	許可年月日		
	商号又は名称		
	代表者又は個人の氏名		
	主たる営業所の名称 及び所在地		
仮移転先情報	仮移転している元の営業所 の名称及び所在地		
	仮移転先の所在地		
	仮移転先の電話番号 (携帯電話も可)		
	仮移転先の専任技術者		
	仮移転先の経営業務の管理 責任者(主たる営業所を仮移 転した場合)		
仮移転先の令3条の使用人 (従たる営業所を仮移転した 場合)			
当該報告書を公衆の閲覧に供することの可否→ 可・不可 (○を付けること)			

(※) 仮移転先や仮移転した元の営業所が複数ある場合には、それらの対応関係が明らか
になるよう記載すること。(※) 報告書の閲覧を不可とした場合であっても報告をした建設業者情報については公表
されます。

別紙4

営業所復旧報告書

平成 年 月 日付で報告した営業所の仮移転について、下記のとおり、営業所が復旧したので報告します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 印

建 設 業 者 情 報	許可番号		
	許可年月日		
	商号又は名称		
	代表者又は個人の氏名		
	主たる営業所の名称 及び所在地		
復 旧 し た 営 業 所 情 報	仮移転していた元の営業所 の名称及び所在地		
	復旧した営業所の名称 及び所在地		
	復旧した営業所の電話番号		
	復旧した営業所の専任技術者		
	復旧した営業所の経営業務の 管理責任者（主たる営業所が 復旧した場合）		
復旧した営業所の令3条の使 用人（従たる営業所が復旧し た場合）			

(※) 復旧した営業所や仮移転していた元の営業所が複数ある場合には、それらの対応関係が明らかになるよう記載すること。

(※) 本報告書については公衆の閲覧に供されます。

別紙5

営業所移転等報告書

平成 年 月 日付で仮移転の報告をした営業所については、営業所を（ 廃止
／ 移転 ）することにつき、変更届等を提出したので報告します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者

印

建 設 業 者 情 報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	

(※) 本報告書については公衆の閲覧に供されます。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い（特例措置）

H23. 8. 30

対象者 措置の内容	被災3県 ^(※) に主たる営業所を有する建設業者	被災した建設業者(被災3県に主たる営業所を有する建設業者を含む)
有効期間の再延長	<ul style="list-style-type: none"> ・H24. 2. 29まで再延長 ・可能な限り早期の更新申請を促進 <p>(更新申請があった場合、更新後の有効期間は原則更新処分時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申出があった場合、H24. 2. 29までの範囲で許可行政庁が個別に延長可能
許可	許可更新時の財産的基礎の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・H25. 3. 31までの更新申請については、 <ul style="list-style-type: none"> ①被災により申請時の直前の決算期における財務諸表の提出ができないと認められた場合、確定している最新の財務諸表(以下「直近の財務諸表」という。)による審査を認める。 ②直近の財務諸表では財産的基礎を満たしていない場合、直近の財務諸表の一期前の財務諸表による審査を認め、当該一期前の財務諸表が財産的基礎を満たしていれば、一定の条件を付す等により更新を認める。
営業所の取扱い	一	<ul style="list-style-type: none"> ・震災前に現に設置していた営業所(以下「元の営業所」という。)の実態がないが、元の営業所に戻り営業する意思があり仮移転により営業を継続している場合には、仮移転先の報告を求める。 ・仮移転先の報告があった場合には、H25. 3. 31までは元の営業所において営業を行っているものとみなす。
経営事項審査	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間の再延長 ・可能な限り早期の受審を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・申出があった場合、H24. 2. 29までの範囲で審査行政庁が個別に延長可能
	審査における取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・H25. 3. 31までを審査基準日とする経審については、 <ul style="list-style-type: none"> ①被災により直前の決算期における財務諸表等の提出ができないと認められた場合、直近の経審において用いた数値による受審を認める。 ②①の該当者の翌年度以降の経審においては、確認可能な決算期の数値を用いての受審を認める。

※ 被災3県:岩手県、宮城県及び福島県(全域)をいう。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い（特例措置の概要）

H23. 8. 30

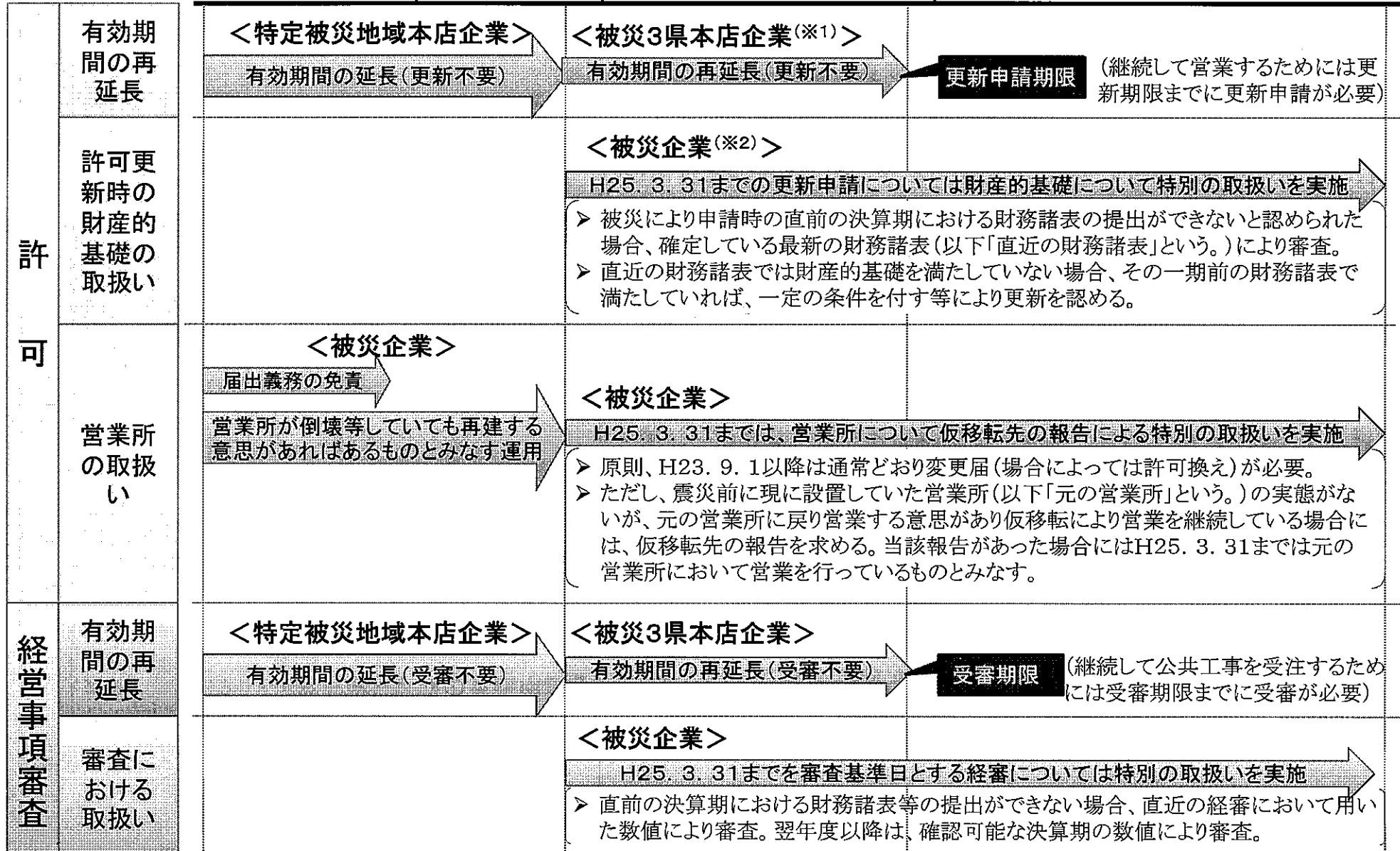
23.3.11

23.6末

23.8末

24.2末

25.3末



※1 被災3県本店企業：岩手県、宮城県及び福島県（全域）に主たる営業所を有する建設業者

※2 被災企業：東日本大震災による被害を受けた建設業者

参考

国総建第315号
平成23年3月23日

(社) 全国建設業協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（同月12日に長野県北部で発生した地震による災害を含む。以下「震災」という。）については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、同月13日付けで公布・施行された平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）及び同月23日付け国土交通省告示第298号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

建設業法（昭和24年法律第100号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、許可の更新の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可（平成23年3月11日から同年8月30日の間に許可の有効期間が満了するものに限り、同年3月10日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政

側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかつた等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。)が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行つたもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について(権利利益保全法第4条関係)

震災により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出(届出を行うべき期限が平成23年3月11日から同年6月29日までに到来するものに限る。)をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について(権利利益保全法第3条関係)

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査(平成23年3月11日から同年8月30日までに直近の経営事項審査の有効期間が満了するもの(直近の経営事項審査が平成21年8月11日から平成22年1月30日を審査基準日とするもの)に限る。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行つたもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について(権利利益保全法第3条関係)

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証(平成23年3月11日から同年8月30日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、同年3月10日までに更新申請がなされ、かつ、同日までに新資格者証を交付された場合を除く。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年8月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行つたもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、同年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

5. 監理技術者講習の受講について(権利利益保全法第4条関係)

建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者については、震災により、同条第4項の登録を受けた講習(以下「監理技術者講習」という。)を受講することができず、平成23年3月11日から同年6月29日までの間に、直近に受講した監理技術者講習から5年が満了した場合であつても、政令に基づき、同年6月30日までに受講していれば、専任の監理技術者の配置義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に住所を有する者については、監理技術者講習の期限が同年3月11日から同年6月29日までに到来する場合であつても、同年

6月30日までの間は、専任の監理技術者として配置しても差し支えないこととし（監理技術者資格者証は4のとおり別途必要。）、特定被災地域内に住所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

6. 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第3条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同法第4条第1項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（平成23年3月31日を基準日とする供託及び届出に限る。）をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、同年6月30日までに当該供託及び届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、震災によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。ただし、特定被災地域内に主たる営業所以外の営業所を有する者が、期限までに供託すべき額又は届出すべき内容を確定することができない場合については、原則として、基準日時点において把握可能な範囲で期限内に供託又は届出を行った上で、同年6月30日までに供託すべき額又は届出内容を確定させ、要すれば、不足額の供託及び届出内容の修正をするものとする。

7. その他

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、上記の他、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、以下のとおり取り扱うこととされているので留意されたい。

・監理技術者等の途中交代について

震災により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合には、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合には、工期途中で監理技術者等を交代させても差し支えないこと。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

国、地方公共団体等が発注する建設工事を発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるが、震災により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこと。